

太子町いじめ防止基本方針

平成29年12月

令和8年4月改定

太子町・太子町教育委員会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1

第1 いじめの防止等の基本的な考え方・・・・・・・・P2

1. いじめの定義・・・・・・・・P2

2. 基本理念・・・・・・・・P3

3. いじめの未然防止・・・・・・・・P3

4. いじめの早期発見・・・・・・・・P4

5. いじめへの対処・・・・・・・・P4

第2 町として取り組む施策・・・・・・・・P5

1. いじめの防止等のための組織・・・・・・・・P5

2. 町として実施する施策・・・・・・・・P6

3. 教育委員会として実施する施策・・・・・・・・P7

第3 いじめの防止等のために学校が実施する措置・・・・・・・・P9

1. 「学校いじめ防止基本方針」の策定・・・・・・・・P9

2. 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置・・P9

3. 学校におけるいじめの防止等に関する措置・・・・・・・・P10

第4 重大事態への対処・・・・・・・・P11

1. 重大事態の報告・・・・・・・・P11

2. 調査の主体と組織・・・・・・・・P11

3. 調査結果の報告及び提供・・・・・・・・P12

4. 町長による再調査等・・・・・・・・P12

第5 その他いじめの防止等のための対策に関する事項・・・・P13

第6 個人情報の取扱い及び調査資料の保存・・・・・・・・P13

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

また、いじめは、重大な人権侵害事象で、根絶すべき教育課題であり、児童・生徒が尊い命を絶つ可能性もあり深刻な問題です。いじめは「どこの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識し、常に、いじめの実態を的確に把握し、未然防止に努め、いじめられた児童・生徒の立場になって取り組むとともに、「いじめは絶対許されない」との強い意志のもと、事実を正確に把握し迅速かつ的確に対応することが重要です。

平成 25 年 6 月 28 日に公布され同年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）は、いじめの防止等のための対策に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、基本となる事項を定めたものです。

太子町（以下「町」という。）及び太子町教育委員会（以下「教育委員会」という。）においては、この法律に基づき、いじめ防止のための対策の総合的かつ効果的に推進するために「太子町いじめ防止対策基本方針」を策定します。

この基本方針の策定は、現在、小中学校で取り組んでいるいじめ防止の取り組みを踏まえ、町全体で進めて行くことをめざし、すべての子どもの尊厳を保持するため、健全育成及びいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめに対処するための組織体制や、重大事態等への対処等に関する基本的な事項について定めた総合的な方針です。

町及び教育委員会では、この方針に基づき、いじめの防止等のための対策、太子町内のすべての学校・家庭・地域社会やその他関係機関が連携し、町全体でいじめ問題の克服に向けて取り組んで参ります。

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

1. いじめの定義

(1) いじめ防止対策推進法による定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

この場合の「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒との何らかの人的関係とします。

また「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

(2) 留意点と具体例

いじめには多様な態様があります。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あります。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があり、要件を限定して解釈することのないよう努めなければなりません。

そして、具体的ないじめの態様として、以下のようなものが考えられます。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話（スマートフォン）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる、グループからの排除等。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合があります。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報

することが必要なものが含まれます。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を取る必要があります。

2. 基本理念

(1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。いじめは、全ての子どもに起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要です。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではありません。

(2) 対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大切です。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していく必要があります。とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育を粘り強く継続していくことが必要です。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめは、学校だけの問題ではなく、いじめ防止に向けて学校・家庭・地域など全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。そのため、地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要があります。また、そうした社会との関わりの中で子どもに自分も他者もかけがえのない存在として、大切にできる感性を育むことが大切です。

3. いじめの未然防止

(1) 大人の役割と責任を果たす

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えるという指摘もあります。

いじめの未然防止のためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが大切です。

(2) 子どもの人権意識を育む

いじめを生み出さないために、子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによって、いじめを許さない集団作りを進めていくことが必要です。

とりわけ学校では、児童・生徒が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取組みを、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの機会を通じて、総合的に推進していくことが必要です。

4. いじめの早期発見

(1) 小さな変化を見逃さない（子どものSOS見逃し0（ゼロ）をめざす）

未然防止の取組みを充実させても、現実にはいじめを根絶させる事は非常に困難です。したがって、いじめを早期に発見することが、事態を深刻化させる前にその芽を摘むという点から特に重要です。

いじめは、他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがあります。そこで、学校・家庭・地域が子どもの小さな変化に気づく力を高めることが必要であり、小さな兆候であっても、早い段階から的確に関わりを持つことが何より大切です。

また、学校においては、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整えることが大切です。

(2) 情報を共有し迅速に対応する

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難ですので、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応する必要があります。特に、子どもが気づいたときには、学校・家庭・地域で気がねなく相談できる環境を整えることが大切です。

5. いじめへの対処

(1) 事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う

いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合、まずはいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保が最優先です。

そのため、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できる

よう関係者間で緊密に連携できる体制を整えておくことが大切です。その上で、いじめたとされる児童・生徒に対して事実関係の確認を行い、大阪府教育委員会作成の「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を活用するなど、教育委員会や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決定し、学校として対応していきます。

（２）いじめ行為には粘り強い指導を行う

いじめた児童・生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示すことが必要です。いじめた児童・生徒には、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整える必要があります。

いじめた児童・生徒自身が深刻な課題を有している場合には、相手の痛みを感じることや、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合があります。いじめた児童・生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくためには、学校及び教職員は、組織全体での継続的で粘り強い説諭や、当事者の児童・生徒との話し合いなどにとどまらず、地域の関係者などの協力も得ながら、情緒的な安定を獲得していく中で、規範意識や社会性を育成していくことが必要です。また、保護者へのはたらきかけや、警察や福祉機関との連携による指導も必要です。

（３）集団全体の課題としてとらえる

いじめを見ていたり、同調したりした児童・生徒の中にも様々な思いを抱えている子どもたちがいます。いじめを受けたものの立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容を求めなければなりません。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、いじめを受けている児童・生徒にとっては孤独感や孤立感を強める存在であること理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていくことが重要です。

第２ 町として取り組む施策

１．いじめの防止等のための組織

（１）いじめ問題対策連絡協議会の設置運営

町は、法第 14 条第 1 項に基づき、いじめ問題等に関係する機関の連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」（以下「連絡協議会」という。）

を設置します。

連絡協議会は、町立学校、教育委員会、町、警察、子ども家庭センター及びその他関係者により構成します。

連絡協議会は、太子町いじめ防止基本方針（以下「町基本方針」という。）に基づく取組みを効果的かつ円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行います。

（２）いじめ問題対策委員会の設置運営

教育委員会は、法第 14 条第 3 項に基づき、町立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、「いじめ問題対策委員会（以下、「対策委員会」という。）を設置します。

対策委員会は、弁護士や心理や福祉の専門家などの専門知識及び経験を有する者、学識経験者等で構成し、町基本方針に基づく学校におけるいじめの防止の取組みについて支援を行うサポートと、法第 28 条に基づき、学校での重大事態に係る調査を行います。

（３）いじめ問題再調査委員会の設置運営

町は、法第 30 条に基づき、重大事態に係る対策委員会の調査報告に係る対処または、当該重大事態の同種の事態発生防止のために必要があると認められたときは、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うため、「いじめ問題再調査委員会」（以下、「再調査委員会」という。）を設置します。

再調査委員会は、対策委員会とは別に、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成し、重大事態の事実関係を明確にするための調査を行い、その結果についても、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、情報を提供します。

2. 町として実施する施策

- ・いじめ防止等に向けた住民啓発の実施に努めます。
- ・地域関係団体と連携した、いじめ防止等にむけた取組みの調整及び実施に努めます。
- ・保護者対象の啓発活動や相談窓口の整備に努め、児童・生徒や保護者への広報に努めます。
- ・重大事態に関する再調査委員会の設置を行います。
- ・いじめ防止等の取組みに必要な財政上の措置を講ずるとともに、いじめ防止等に必要な措置を講じます。

3. 教育委員会として実施する施策

(1) いじめの防止

- ①児童・生徒一人ひとりが豊かな情操と命と人権を大切にする心を養うため、すべての教育活動を通して、道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ②各学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を計画的に講じます。
- ③各学校に対し、心理や福祉等に関する専門的知識を有する者や、いじめの未然防止に関して助言できる人材の情報を提供します。
- ④学校における指導体制の充実に向けた教職員の配置や、いじめ等の相談に応じるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等を適切に行います。
- ⑤携帯電話やスマートフォンを利用したインターネットやメール等によるトラブルを防ぐため、警察や企業等から情報を収集し、学校に提供するとともに、情報モラル教育の徹底や保護者への啓発を図ります。
- ⑥児童・生徒をいじめから守ることや、いじめ防止の重要性をすべての人に理解してもらうため、「いじめ防止推進月間」を定めキャンペーン実施や、いじめ防止に関するポスターやチラシ等を児童・生徒や保護者に配付し、家庭や地域に対して啓発を行います。また、児童・生徒が自主的に行ういじめ防止に関する取組みを支援します。

(2) いじめの早期発見

①いじめの早期発見のための取組み

いじめを早期に発見するため、学校に在籍する児童生徒に対する定期的ないじめに関するアンケート調査や個別面談の実施など、児童生徒がいじめを訴えやすい環境づくりを推進します。

また、学校に対し、日常の観察や教育相談等を通して児童生徒の小さな変化や兆候を把握するとともに、休み時間や放課後の様子、友人関係の変化、生活ノートや日記等の記録などを活用し、いじめの実態把握に努めるよう指導します。

さらに、児童生徒の変化やいじめの兆候を把握した場合には、一人で抱え込むことなく、速やかに校内で情報を共有し、組織的に対応する体制の確立を促進します。

②相談体制の整備

学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに学校の教職員が、いじ

めに係る相談を安心して行うことができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の活用を含めた相談体制の整備を図ります。

また、児童生徒が日頃から相談しやすい環境を整えるとともに、相談窓口や電話相談等について広く周知し、学校・家庭・地域が連携して児童生徒の変化に気付き、迅速に対応できる体制の充実に努めます。

(3) いじめへの対処

①いじめに対する措置

- ・法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行います。
- ・いじめを行った児童・生徒の保護者に対して、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童・生徒その他の児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じます。

②学校の指導のあり方及び警察への通報・相談による対応

- ・いじめが起きた場合には、被害児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保するとともに、加害児童に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じます。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言します。
- ・いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、児童・生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じ、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者との意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを、学校に指導・助言します。

③学校評価と教員評価の留意点と地域との連携

- ・いじめの有無や事案の発生数により学校や教職員を評価せず、いじめ事象を隠さず、目標を立てて取り組んでいるか、またいじめが発生したときに、教職員が連携して組織的に解決にあたっているかなど、取り組みや対応を評価して、必要な支援・助言を行います。
- ・教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校運営の改善を支援します。

- ・いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみ（学校協議会やPTA、地区委員会等）で解決する仕組みづくりの推進に指導・助言します。

第3 いじめの防止等のために学校が実施する措置

1. 「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）の策定

学校は、法第13条に基づき、国や町の基本方針を参考にして、自らの学校としてどのようにいじめの防止等の取組みを行うかについての基本的な方向や、取組みの内容等を「学校基本方針」として定めます。

また、策定した「学校基本方針」については、周知を図ります。

2. 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

（1）組織の設置

学校は、法第22条に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、基本的には複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者、その他の関係者により構成される組織を置きます。内容・案件により、他の必要な教職員や学校関係者等の出席も可とするなど、校長が実情に応じて定めるものとします。また、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものとする。

（2）組織の運用

本組織は、いじめの未然防止・早期発見・対処を組織的に進めるため、主に二つの形態で運用します。本組織は、開催の都度、協議内容及び、対応方針等を議事録等により記録し、関係教職員で共有するものとします。

① 定期的に行う組織（いじめ対策委員会等）

学校は、いじめの未然防止及び早期発見を目的として、本組織を定期的に行う。

基本的な役割は次のとおりです。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの進行管理及び評価を行います。
- ・児童生徒の状況や生活アンケート、教育相談等の情報を共有します。
- ・いじめの兆候や児童生徒の小さな変化について情報交換を行います。
- ・人権教育、道徳教育、学級づくり等、いじめの未然防止に向けた取組みを推進します。
- ・校内のいじめ対応体制を点検し、必要に応じて改善を図ります。

- ・教育委員会やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の関係機関との連携を図ります。

② 臨時的に開催する組織（いじめ事案対応会議等）

いじめが疑われる事案や重大な問題が発生した場合には、本組織を臨時に開催し、速やかに組織的な対応を行います。

主な役割は次のとおりです。

- ・いじめに関する情報を収集し、事実関係の確認を行います。
- ・被害児童生徒の安全確保及び心身のケアを最優先に対応します。
- ・加害児童生徒への指導及び支援の方針を検討します。
- ・保護者への説明及び連携を行います。
- ・学級、学年、学校全体への指導方針を検討します。
- ・教育委員会及び関係機関と連携しながら対応します。
- ・事案の経過を継続的に確認し、再発防止策を検討します。

3. 学校におけるいじめの防止等に関する措置

（1）未然防止

- ・いじめは、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組みます。
- ・児童・生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。
- ・集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくります。
- ・教職員の言動が、児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

（2）早期発見

- ・いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認

知します。

- ・日頃から児童・生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童・生徒を守り通すとともに、加害児童・生徒に対しては、当該児童・生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。

第4 重大事態への対処

1. 重大事態の報告

重大事態が発生した場合（疑いも含む）は、校長は直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会は、学校から報告を受けた際には、速やかに情報を整理し、重大事態に該当する可能性を踏まえて調査を開始するかどうかを判断します。

また、教育委員会は、重大事態が発生した場合又は重大事態に該当する可能性があると判断した場合には、速やかに町長に報告します。

学校 → 教育委員会 → 町長

2. 調査の主体と組織

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断します。

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「いじめの防止等の対策のための組織」が調査を行います。教育委員会は、必要な指導や人的措置等の適切な支援を行います。

(2) 教育委員会が主体となって行う場合（対策委員会による調査）

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障

が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が外部の専門家の助言を得ながら調査を行います。

3. 調査結果の報告及び提供

調査結果、及び調査報告書は、速やかに報告を行います。学校が主体となって調査を実施した場合は、教育委員会を通じて町長に報告します。また、教育委員会が主体となった場合も、教育委員会が、町長に報告します。（法第30条第1項）

学校→教育委員会→町長

また、学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明します。なお、いじめをおこなった児童・生徒やその保護者に対しての説明は、調査開始時の方針にしたがって原則おこなう。

4. 調査報告書の公表

調査報告書の公表については、「太子町いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドライン（以下「公表ガイドライン」という。）」に基づき、教育委員会が公表の有無を決定します。また、公表を行うこととした場合、公表の仕方及び内容についても、「公表ガイドライン」に基づき、公表します。

5. 町長による再調査等

（1）再調査の方法（いじめ問題再調査委員会による調査）

- ①3.の調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行います。
- ②再調査は、公平性・中立性をはかるため、法第30条第2項に基づき「いじめ問題調査委員会」を設置して行います。
- ③いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

（2）再調査の結果を踏まえた措置等

町長は、法第30条第3項に基づき、町立学校の再調査の結果を議会に報告し、再調査の結果を踏まえ、町立学校に対して当該調査に係る重大事態への対処又は、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

第5 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

1. いじめ防止等の取組みの検証と評価

町及び教育委員会は、当該基本方針に定めるいじめ防止等の取組みが実効的に機能しているかを、必要に応じ見直しを含めて検証します。

学校は、「学校基本方針」におけるいじめの防止等に向けた取組みについて、評価・検証を行います。

第6 個人情報の取扱い及び調査資料の保存

1. 個人情報の取扱い

個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法並びに太子町個人情報保護条例に基づき適切に判断します。

2. 調査資料の保存

調査により把握した情報の記録は、太子町文書規程に基づき適切に保存します。この記録については、重大事態の調査の記録のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前に、法第23条第2項の調査において、教育委員会及び学校が取得、作成した記録（学校が定期的実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童・生徒に対する聞き取り調査を行った際の記録等（教職員による手書きメモ））を含みます。

なお、原則として太子町文書規程に基づき、これらの記録を適切に保存するものとするが、個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて5年とします。